

年 月 日

千葉県知事（氏 名）様

所在地（住所）

学校法人名

理事長氏名

## 高等学校課程（学科）設置認可申請書

下記のとおり〇〇高等学校に〇〇〇課程（学科）を設置したいので、学校教育法第4条の規定により認可を申請します。

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 学 校 の 名 称                  |       |
| 学 校 の 位 置                  |       |
| 既設の課程・学科                   |       |
| 設置する課程・学科                  |       |
| 目 的                        |       |
| 経 費 の 見 積 り<br>及 び 維 持 方 法 |       |
| 開設しようとする日                  | 年 月 日 |

（添付書類）

- 1 設置趣意書
- 2 学則変更条項及び新旧対照表（添付様式22）
- 3 施設概要書（添付様式1）、建物面積算出表（添付様式2）
- 4 校舎及び寄宿舍の校地内での配置図、平面図及び立面図
- 5 校地校舎等の権利の帰属を証する書類
- 6 教職員組織表（添付様式10）
- 7 教職員の履歴書（教員については写真をはり付けたものに限る）、就任承諾書(写)（添付様式9）及び免許状(写)又は実務上の資格を証する書類(写)
- 8 備品目録（添付様式4）
- 9 設置後2ヶ年の事業計画書（添付様式12）及び収支予算書（添付様式20）
- 10 寄附行為
- 11 設置に係る決議録の謄本
- 12 財産目録（添付様式13）
- 13 最近における貸借対照表及び収支計算書
- 14 その他参考資料
  - （1）所有関係一覧（添付様式5）
  - （2）学級編成表（添付様式11）
  - （3）寄附申込書（謄本）（添付様式14）

〔留意事項〕

- 1 提出時期 原則として課程（学科）を開設しようとする年度の前年度の５月末日まで
- 2 提出部数 正副各１部（計２部）
- 3 関連手続 寄附行為変更認可申請、収容定員変更認可申請
- 4 その他
  - （１）増改築をとまなう場合には、事前に学校増改築計画が承認されていること。
  - （２）添付書類のうち、第５項については、自己所有の場合は登記事項証明書、借用の場合は賃貸借（又は使用貸借）契約書（写）（原則として公正証書）及び登記事項証明書
  - （３）添付書類のうち、第７項については、課程（学科）設置に伴い新たに新規採用する教職員のみ添付すれば良い。
  - （４）設置者が知事の所轄する私立学校法第３条に規定する学校法人であるときは、添付書類のうち、第５項及び第９項から第１３項の書類の提出を要しない。
  - （５）添付書類第１４項（３）については、学校設置認可申請書の留意事項を参照のこと。

〔記載例〕

年 月 日

千葉県知事 （氏 名） 様

所在地（住所）  
学校法人名  
理事長（氏名）

高等学校通信制課程設置認可申請書

下記のとおり〇〇高等学校に通信制課程を設置したいので、学校教育法第４条の規定により認可を申請します。

|                            |                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 学 校 の 名 称                  | 〇〇高等学校                                                              |
| 学 校 の 位 置                  | 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号                                                      |
| 既設の課程・学科                   | 全日制課程 普通科                                                           |
| 設置する課程・学科                  | 通信制課程 商業科                                                           |
| 目 的                        | 教育基本法及び学校教育法の主旨に従い、中学校教育の基礎の上に中学校を卒業した者に対し、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。 |
| 経 費 の 見 積 り<br>及 び 維 持 方 法 | 授業料、入学料及びその他を収入とし、これらを支出に充当する。なお、支出にあたって不足が生じた場合は、設置者が負担する。         |
| 開設しようとする日                  | 〇〇年〇月〇〇日                                                            |